

留学する際の提出書類について

1. 留学するにあたっては、履修期間・定期試験の日程を十分に確認すること。
授業期間中に出国しなければならない場合は、「海外留学に伴う特別措置願」を提出する。（提出先：教務課（法学部・法学府担当）学務委員会で認められた場合に限り、成績評価が行われます。
2. 留学が決まったら、**留学願、入学許可書（英文以外は和訳をつける）、留学開始日の根拠書類を提出する。**
（提出先：教務課（法学部・法学府担当）後日、留学許可書を送付します。
3. 留学先から帰ってきたら、**1ヵ月以内に留学終了報告書を提出する。**（提出先：教務課（法学部・法学府担当）留学終了手続きを行わないと、履修登録ができません。

4. ゼミについて

留学のため、通年のゼミを半期のみしか受講できない場合、「演習（留学者特別認定）受講届」を提出してください。半期受講した分を2単位として認定し、演習（留学者特別認定）が4単位揃えば、「演習Ⅰ」もしくは「演習Ⅱ」として読み替えることができます（読み替えるには別途申請が必要です）。また、「副演習Ⅰ」もしくは「副演習Ⅱ」（いわゆるサブゼミ）は「演習Ⅱ」に読み替え可能です。詳細は教務課（法学部・法学府担当）窓口にて問い合わせください。

【読替例】

演習（留学者単位特別認定）Ⅰ（2単位）＋演習（留学者単位特別認定）Ⅱ（2単位）→演習Ⅰ（4単位）

演習（留学者単位特別認定）Ⅰ（2単位）＋選択科目（基盤もしくは展開科目）（4単位）→演習Ⅰ（4単位）

5. 単位認定について

***単位認定**が必要な場合は、**成績証明書、授業内容・授業時間数が分かるシラバス等（英文以外は和訳をつける）**も提出する。（提出先：教務課（法学部・法学府担当）

（帰国後2～3ヵ月以内に卒業予定の方は早めに提出してください。卒業までに単位認定が間に合わなくなります。）

*単位の読替は留学先で履修した科目と読替希望の科目の内容が類似したものでなければできません。

***注意：演習は読替の対象外**

***単位認定の流れ**

①海外留学における取得科目の単位認定願、留学先の成績証明書、シラバス等を教務課（法学部・法学府担当）を通して、各科目担当教員へ認定依頼

②教授会附議

③単位が認定された場合、本人に単位認定通知書が送付される

*単位の認定がされた場合、成績証明書には「R」としか表示されません。

★連絡先変更、病気など何かあった場合は下記のところまで連絡してください。

九州大学人文社会科学系事務部教務課（法学部・法学府担当）

メールアドレス：jbkkyomu21a@jimu.kyushu-u.ac.jp